

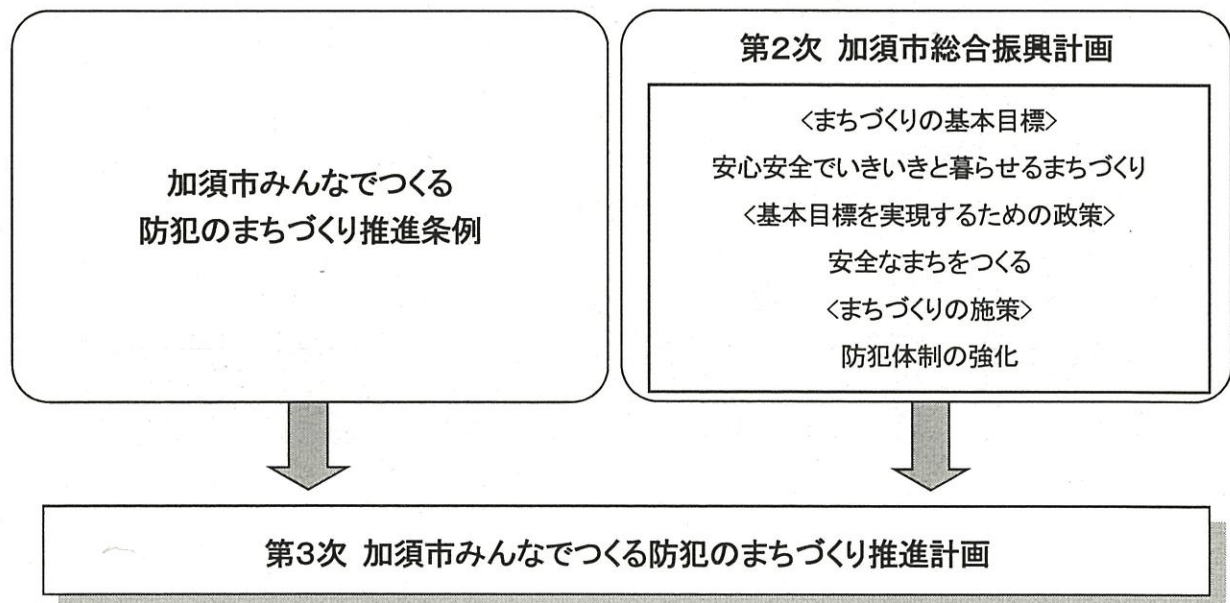
第3次 加須市みんなで作る防犯のまちづくり推進計画（骨子案）

1 計画策定の趣旨

令和3年度をもって現行の計画期間が終了することに伴い、市内における犯罪の発生状況やこれまでの取組などを踏まえ、市、市民、事業者等及び警察等の関係機関等が一体となり、犯罪に巻き込まれることなく、日常生活の安全が確保されたまちづくりの実現（犯罪のない地域社会の実現）を目的とし、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに第3次加須市みんなで作る防犯のまちづくり推進計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

- ・加須市みんなで作る防犯のまちづくり推進条例（以下、「条例」という。）に基づき、防犯のまちづくりを推進する上での基本的な方向を明らかにする。
- ・引き続き、市、市民、事業者、土地建物所有者等及び警察などの関係機関等が、「自らの地域は自らで守る」という連帯意識のもと協働して、犯罪が起こりにくい環境づくりを行い、犯罪のない地域社会の実現を目指して策定する。
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含した「安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり」を基本目標とする第2次加須市総合振興計画などとの整合を図り策定する。



3 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5か年とします。（第1次・第2次計画と同様）

4 計画策定の基本的な考え方

条例の基本理念、これまでの取組と成果及び防犯に係る現状、課題を踏まえ計画を策定

ポイント、変更点

- ①基本理念については、条例の基本理念を踏まえるとともに、第2次加須市総合振興計画との整合を図り、現行計画から一部変更します。
- ②基本方針及び施策については、現行の第2次計画と基本的な方向性は一致しており、これまでの取組の継続性を確保する観点を踏まえ、計画の根幹部分は継続しつつ、現在の課題への対応等、施策の追加や充実を図るなど、3つの基本方針、14の基本施策、29の個別施策とします。また、基本方針等については、内容も含め第2次加須市総合振興計画の具体的な施策に位置付けられたものとなっています。
- ③計画全体の長期的な目標(計画目標)を設定するとともに、各基本方針に沿って施策等が有効に機能し推進されているかを把握するため、基本方針ごとの目標も設定します。
- ④また、29の個別施策の下に各取組を位置づけ展開するとともに、すべての取組にも、数値による目標を設定します。
- ⑤これまでの取組や現在の課題への対応等、特に配慮すべき事項として、3つの項目を重点として取り組みます。
 - 【重点1】子どもの安全確保の取り組み
 - 【重点2】特殊詐欺等に対する取り組み
 - 【重点3】刑法犯認知件数が多い犯罪への取り組み
- ⑥SDGs(持続可能な開発目標)との関連を計画に記載します。



5 基本理念

「犯罪のない安心安全な地域社会の実現」を本計画の基本理念とします。(下線部変更箇所)

6 基本方針及び施策

【基本方針1 防犯意識の向上】

刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、犯罪は誰の身にも起こりうるものです。犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが防犯に関心を持ち、「自分たちの地域は自分たちで守る」とともに、自らが犯罪を起こさないという規範意識やモラルの向上が最も重要なことから、防犯意識や防犯知識を高める啓発を行います。

なお、市民等が一体となった防犯のまちづくりの取組が広がるよう、防犯意識を共有し、市民運動として展開を図ります。

また、子どもたちの各年代に応じた防犯教育の充実を図るとともに、子どもたちが被害者にも加害者にもならないよう青少年の非行防止教育を推進するとともに、手口が悪質・巧妙化している特殊詐欺や悪質商法を未然に防止するため、関係機関・団体等と連携した啓発に加え、消費生活センターの利用を促進するなど、取組を強化し、被害に遭いやすい社会的弱者である子ども、高齢者を犯罪から守ります。

さらに、認知件数が多い自転車盗、住宅を対象とした侵入窃盗の発生を防止するための対策を推進します。その他、犯罪の被害に遭われた方が少しでも早く立ち直れるよう犯罪被害者の支援や暴力団を排除するための対策に取り組んでいきます。

【新規・重点の基本施策】

- ・市民の身近で発生し、多大な不安を与える犯罪に対応するため「認知件数が多い犯罪への対策」の施策を新設
- ・重点取組に対応する施策「防犯・非行防止教育の推進」、「特殊詐欺被害防止対策の推進」

【主な新規・拡充等の個別施策、取組】

- ・市民等が一体となった防犯のまちづくりの取り組みが広がるよう、防犯意識を共有し市民運動として展開を図る
- ・特殊詐欺や悪質商法等の被害から高齢者を守るため、消費生活センターの利用を促進する
- ・自転車盗、住宅侵入盗の防止対策を推進する

【基本方針2 防犯体制の整備】

地域において市民等による防犯パトロールなどの自主的な防犯活動が行われ、犯罪の抑止に効果を上げています。犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりの取組と合わせて、市民、事業者、学校や警察、自主防犯組織、地域防犯推進員、防犯協会等の関係機関・団体が高い防犯意識を持ち、地域のつながりを深めながら連携・協力して持続的に防犯活動に取り組むことが重要であることから、「自分たちの地域は自分たちで守る」という機運を高め、犯罪を寄せ付けない地域づくりを推進するため、自主防犯組織に対する支援や様々な主体による防犯活動の促進などに加え、できる人ができる時にできることを行う防犯活動などの推進に取り組んでいきます。

また、特に、子どもたちを犯罪から守るため、学校応援団やスクールガードリーダーなどによる見守り、民間団体と連携した青色防犯パトロール活動など、登下校時等における地域ぐるみの見守り活動等により監視の目を強化します。

さらに、警察や防犯協会と連携し、犯罪・防犯情報を「防災行政無線」や「かぞホッとメール(安全安心情報)」等を活用し、迅速的確に発信・情報提供を行い、共有することで、地域における防犯活動への理解促進を図るとともに、市民の防犯力を高め、犯罪に対する抵抗性の強化を図ります。

【新規・重点の基本施策】

- ・犯罪・防犯情報を迅速的確に伝達し、共有することで防犯力を高め、犯罪に対する抵抗性を強化するため「防犯力を高める情報発信の充実」の施策を新設(※移動)
- ・重点取組に対応する施策「子どもの見守り体制の推進」

【主な新規・拡充等の個別施策、取組】

- ・子どもの見守りも含め、地域の防犯活動が自主的・持続的に行われるよう取り組むとともに、「できる人ができる時にできることから」を基本に地域の監視の目を増やす、ながら防犯活動の推進を図る

【基本方針3 防犯環境の整備】

犯罪の未然防止には、市民一人ひとりの意識向上や地域における防犯活動などソフト面での取り組みに加え、犯罪を起こさせない環境整備などハード面からの取組も必要です。地域によって環境は異なることから、その地域の状況等も踏まえ、暗く危険な箇所を解消するためのLED防犯灯や地域の防犯活動の補完することにもつながる防犯カメラの整備を推進します。なお、防犯カメラについては、防犯カメラの有用性とプライバシー保護の調和を図り運用していきます。

また、防犯に配慮した道路・公園・学校等施設の整備や管理を行うとともに、PTA等との連携による通学路等パトロールや学校等における不審者侵入防止などの安全管理体制の整備を継続し行っていきます。

さらに、住宅など身近な生活環境の防犯性を高めることや空地・空家等の地域環境の対策を推進するなど、犯罪の起こりにくい環境をつくります。

【新規・重点の基本施策】

- ・重点取組に対応する施策「学校、幼稚園、保育園等における安全対策」

【主な新規・拡充等の個別施策、取組】

- ・地域の防犯活動を補完する防犯カメラの設置等により監視の目を確保するとともに、ドライブレコーダーを防犯カメラとして活用することで、犯罪抑止力の強化を図る

7 計画目標等の設定

■計画目標：人口1,000人当たりの刑法犯認知件数

犯罪の減少傾向維持を最優先とし、さらなる犯罪減少を目指し、令和8年まで人口1,000人当たりの刑法犯認知件数を増加させず毎年減少させていくことを計画目標とします。

■各基本方針の目標

基本方針1・2については、現行の第2次計画と同様、基本方針に基づき位置づけた施策等の効果や進捗状況が測れる中心的な指標であるため、引き続き同じ指標とするとともに、基本方針3については、より効果が測れる指標に変更し、引き続き数値目標を定め設定します。

基本方針1の指標：かぞホットメールの登録者数

基本方針2の指標：自主防犯組織の活動率

基本方針3の指標：防犯カメラの画像提供により検挙等につながった割合(警察からの照会に基づく捜査協力)